

## 適正管理促進の補助制度の概要

空き家が周辺に悪影響を及ぼすことを防ぎ、空き家の適正管理と流通促進（空き家バンク登録）を図ることを目的として、所有者が委託する管理サービス費用を支援

### 対象者：

空き家情報バンクに登録済又は登録する意向がある空き家所有者

### 対象経費：

管理代行サービスに係る費用

（外観確認、建物内部確認・換気、通水、郵便物確認、草刈り、所有者への報告等）

### 補助額：

補助率 1 / 3 （上限36千円/年、最長3ヵ年）

※財源として国1/2、県1/4、市1/4を想定

